

知って備える 介護保険制度



問高齢介護課 (177、178)



介護保険制度とは

介護保険制度は、介護が必要になった高齢者などを社会全体で支えるための社会保険制度です。

「できる限り自分の能力を活かして、自分らしく日常生活を送ること」、「要介護状態を軽減（悪化を防止）すること」を目的に、住環境の整備や入浴・排泄といった身の回りのお世話、リハビリテーションなど、さまざまなサービスの提供を行います。

お気軽にご相談ください

介護保険サービスを利用するには、「事業対象者※1」または「要介護（要支援 認定）の手続きが必要です。

また、「まだサービスは要らないけれど将来が不安」という人は、手続きは必要ありませんが、「いつどんなサービスが受けられるか」、「どこで手続きすればいいか」を知っておくと安心です。

まずは最寄りのほんわかセンターまたは高齢介護課にご相談ください。

「通所型サービスC」がリニューアル！

令和7年10月、本市の「通所型サービスC」がリニューアルしました。

同サービスは、フレイル※2により生活が不活発な状態にある高齢者が、元の元気な体を取り戻すために通う、3カ月間の短期集中型サービスで、理学療法士や作業療法士などが身体状態を確認し、ケアマネジャーがケアプランを作成することで、利用できます。

3カ月間のプログラムでは、理学療法士や作業療法士の指導の下、体力・筋力向上のための運動を行い、管理栄養士や歯科衛生士による栄養や口腔の状態確認と助言を受けることができます。

利用料は無料で、送迎があるので交通手段が無い場合も安心です。

「最近足腰が弱ってきた」、「また元気に活動したい」と感じている人は、お気軽にほんわかセンターにご相談ください。

ほんわかセンター（地域包括支援センター）

| 圏域 | 担当区域 | 設置場所 | 問い合わせ | 受付時間 |
|----|------------------|-----------------------------|----------------------|--------------------------------|
| 第1 | 喜志・第一中学校区 | 高齢介護課 (市役所2階) | ☎(25)1000 (内線196) | 月～金曜日、午前9時～午後5時30分（祝日、年末年始は除く） |
| 第2 | 第二・第三中学校区 | かがりの郷 | ☎(25)8205 | |
| 第3 | 藤陽・明治池・葛城・金剛中学校区 | けあばる けあばる金剛 (金剛連絡所2階) | ☎(28)8631 | |

※1 事業対象者…65歳以上の人で、心身の状況やおかれている環境などから、要支援（要介護）状態となることを予防するための援助を行う必要があると「基本チェックリスト」の実施により該当した人のこと

※2 フレイル…年齢とともに、体力・気力が低下した状態のこと



よくある質問 Q&A



Q 最近、体力が落ちて家事が大変です。支援を受けられますか？

A 元気な生活を続けるための方法を一緒に考えましょう。

筋力や心身の機能が低下したフレイルの状態を放っておくと、要介護状態へ進行してしまいます。運動・栄養・社会参加を軸とした予防活動に取り組むことで、健康な状態に戻る可能性があります。家事は貴重な運動の機会なので、自分でできる動作は続けることが大切です。

まずは、これからどう過ごしたいか、どんな状態になりたいかの目標を立てましょう。例えば、「負担に感じている家事動作を楽に行えるようになる」という目標を達成するために、「事業対象者」として、短期集中的にリハビリ運動を行う「通所型サービスC」を無料で利用することができます。また、介護保険で対応できないものについては、別の制度をご紹介します。

Q 常に介護が必要な家族の側を離れられず負担が大きいです。施設に入ってもらえないでしょうか。

A 介護者も自分の時間を持てるように、希望に合ったサービスを利用しましょう。

介護は社会全体で支えるものです。ご家族だけで抱え込まず、ご相談ください。例えば、福祉用具を活用して自分でできる動作を増やしたり、定期的にデイサービスやショートステイを利用しながら在宅での生活を続ける人もいます。また、施設の種類や入所のタイミングなどの相談にも対応します。

「要介護認定」を受けたら、まずはケアマネジャーと一緒に、ご本人・ご家族の望む生活について話し合しましょう。それを叶えるために必要なサービスを決定します。

Q 医師から「要介護認定」を勧められました。急性期病棟に入院中ですが、いつ手続きに行けばいいですか？

A 一般病棟に移ってから申請してください(退院の1カ月前が目安です)。

「要介護認定」に係る訪問調査は、原則、急性期には受けられません。急性期の治療が終わり入院期間の見通しが立った段階で、また、転院を予定している場合は転院後に申請してください。

ただし、進行状態のがんなど速やかな手続きが望ましい場合もありますので、まずはご相談ください。認定結果が出るまでには1カ月程かかりますが、結果を待たずに利用することもできます。



ストップ！
カスタマーハラスメント
近年、介護現場でのハラスメント行為が問題になっていきます。理不尽な要求、大声で怒鳴る、複数回・長時間にわたる執拗な電話などの行為は、介護職員の尊厳を深く傷つけるだけでなく、皆さんへのより良いサービス提供の妨げとなります。
また、こうした行為が続けば、サービスを受けられなくなる可能性があります。
利用者や介護職員が互いに尊重し合い、安心してサービス利用・提供できる環境づくりにご理解とご協力をお願いします。